明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通八）　一
〔告　示〕
○航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示（海上保安庁一七）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付関係　七
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
本州四国連絡高速道路株式会社工事一部完了、税理士登録者、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四五
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四六
会社その他
会社決算公告　四八

省令

○国土交通省令第八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第二号及び第十条の四第四項並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第四条の二第一項第一号の規定に基づき、並びに同法第十条第二項第三号の規定を実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月十五日　　国土交通大臣　石井　啓一

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。